

会員各位

公益財団法人 東日本不動産流通機構

課金制度運用基準の一部改訂のお知らせ

標記の件、2025年12月11日開催の第65回理事会において、課金制度（運用基準）について、会員の負担軽減策等を考慮し協議した結果、下記のとおり一部改訂が決議されましたのでお知らせ致します。

記

1. 改訂内容

- ①課金対象機能の内、検索機能の件数基準値を改訂する
- ②マイナス課金廃止

月毎に【売買】【賃貸】それぞれに下表の件数基準値を超えた利用数が課金の対象となります。

課金対象機能	現行		改定後		摘要
	単価 (円)	件数基準値 (月間)	単価 (円)	件数基準値 (月間)	
物件条件検索	3	5,000回	3	6,000回	物件の検索1回（最大500物件表示）につき
物件詳細検索	3	5,000件	3	6,000件	物件の詳細表示1件につき
物件図面検索	3	5,000件	3	6,000件	物件の図面検索1件につき
成約条件検索	3	500回	3	600回	成約物件の検索1回（最大500物件表示）につき
成約詳細検索	3	500件	3	600件	成約物件の詳細表示1件につき
成約図面検索	3	500件	3	600件	成約物件の図面検索1件につき
成約登録	-30	-	廃止		-
図面登録	-30	-	廃止		-

※上記各基準については、当機構理事会の決議により変更する場合があります。

【留意事項】

- ・レインズ利用にあたっては機構が定める「各規程」並びに「レインズ利用ガイドライン」を順守し、機構が実施している日々の稼働監視において「レインズの安定稼働の妨げとなる行為」とならないよう留意願います。

2. 経過措置

付与済みのマイナス課金については2026年3月末（2025年度末）まで利用できるよう経過措置を講じます。

※2026年3月末時点で未使用のマイナス課金は失効となります。

3. 改訂時期

2026年1月4日（日）オンライン開始時より

以上